**平成２６年（フ）第１６９号**
群馬県伊勢崎市馬見塚町2299番地８
債務者　瀬沼　道男
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第７３７号**
横浜市鶴見区平安町１丁目82番地
債務者　和平　光生
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　俊太
4　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５１号**
静岡県裾野市佐野702番地の１　レオパレス翔213、前住所静岡県裾野市千福65番地の22
債務者　遠藤金二郎
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第４４８号**
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目２番地１―1004
債務者　和久田國修
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　洋平
4　破産債権の届出期間　平成26年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第５１４号**
広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地420
債務者　小田　　等
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後４時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４０７号**
兵庫県三田市南が丘１丁目12番１号　502号
債務者　小松　隆晴
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９０号**
福岡市中央区平尾１丁目10番18―803号
債務者　瀬尾　純一（旧姓木戸口）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７３８号**
福岡市博多区麦野６丁目19番26―102号
債務者　安永　英志
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８１４号**
福岡市博多区吉塚１丁目５番１―203号
債務者　木崎　未佳
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秀島　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第９３号**
滋賀県東近江市八日市東浜町４番24号
債務者　西川　和宏
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２６年（フ）第８７９号**
福岡県糟屋郡新宮町下府４丁目１番28号
債務者　川畑　智弘
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山出　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第８５５号**
福岡市東区二又瀬新町４番27号
債務者　濱田　吉則
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第７２５号**
福岡市博多区空港前３丁目25番38―103号
債務者　家村ミユキ（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第３５号**
高知県土佐清水市足摺岬609番地４
債務者　永野　拓治
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
高知地方裁判所中村支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第９６７号**
兵庫県三田市武庫が丘１丁目１番地２棟212号
債務者　新垣チュンピタスカルロスことチュンピタスカルロスこと　ＣＨＵＭＰＩＴＡＺ　ＰＡＬＯＭＩＮＯ　ＣＡＲＬＯＳ　ＧＵＳＴＡＶＯ（チュンピタスパロミノカルロスグスタボ）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９４号**
山形市若葉町７番14号　やよい荘３号
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山形地方裁判所民事部